

議 第 4 9 号

市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を  
今、実施することの賛否を問う住民投票条例  
制定について

市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を今、実施する  
ことの賛否を問う住民投票条例の制定の請求を受理した  
ので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第  
3項の規定により、別紙のとおり意見を付けて市議会に付  
議する。

令和7年6月18日 提出

富士宮市長 須藤 秀 忠

市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を今、実施することの賛否を問う住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、市が進めている（仮称）郷土史博物館事業（令和4年3月に策定した（仮称）富士宮市立郷土史博物館基本構想に基づき実施する事業をいう。以下「博物館事業」という。）について、今、実施することの賛否を市民に問うことを目的とすると同時にこれを契機に、市民一人一人が市政に関心を持ち、自らのまちの未来を自ら考え、決めていく「住民自治」を深めていくことを目指すものである。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を富士宮市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（投票日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して、60日を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、速やかに選挙管理委員会に通知するものとする。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知があったときは、当該投票日をその7日前までに告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票の投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により富士宮市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条

第3項の規定による告示の日の前日において富士宮市の選挙人名簿に登録されているもの又は登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、投票資格者について投票資格者名簿を調製しなければならない。

(投票の方法)

第7条 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人という。」)は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 投票人は、投票人の自由意志に基づき、博物館事業を今、実施することに賛成するときは投票用紙(別記様式)の賛成欄に、反対するときは投票用紙(別記様式)の反対欄に○の記号を自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

3 視覚障害を有する投票人は、点字による投票を行う場合においては、博物館事業を今、実施することに賛成するときは投票用紙(別記様式)に点字により賛成を、博物館事業に反対するときは投票用紙(別記様式)に点字により反対を自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない又は投票日に投票所に行くことができない投票人は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

5 住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第9条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに対して記載したのか確認し難いもの
- (6) ○の記号を自ら記載したものでないもの
- (7) 何も記載していないもの

(情報の提供)

第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が賛否を判断するのに必要な情報の提供に努めるものとする。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。

2 前項の投票運動は、投票日の前日までとする。

(不在者投票管理者)

第12条 不在者投票管理者は、不在者投票管理者となるべき者から不在者投票管理者になることについて承諾が得られた場合に限り置くものとする。

(投票及び開票)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、富士宮市の議会の議員及び長の選挙に係る公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(結果の報告等)

第14条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに市長にこれを報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、速やかにその結果を告示するとともに、富士宮市議会議長に通知するものとする。

(住民投票結果の尊重)

第 1 5 条 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して 9 0 日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第7条関係）

年 月 日 執行

市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を今、実施することの賛否を問う住民投票

【注 意】

- 1 市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を今、実施することに賛成する場合は賛成欄に、今、実施することに反対する場合は反対欄に○を1つ記入してください。
- 2 ○の他は、何も書かないでください。

富士宮市  
選挙管理  
委員会印

		○をつける欄
反対	賛成	選択肢

備考

- 1 富士宮市選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 2 白地に黒塗りとする。
- 3 投票用紙の大きさは、縦128ミリメートル横80ミリメートルとする。

## 意見書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、「市が進めている（仮称）郷土史博物館事業を今、実施することの賛否を問う住民投票条例」の制定について直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を申し述べます。

### 1 本市における歴史文化資源の現状について

はじめに、本市における歴史文化資源の現状について、説明申し上げます。

本市には、富士山はもちろん、白糸ノ滝、大鹿窪遺跡などの史跡や文化財としての指定や登録を受けたものだけでなく、美術品、古文書などの有形の文化財や伝統行事、祭りなどの無形の文化財のほか、地域の人々の暮らしの中で形成された民話、伝承など多様な歴史・文化を伝える歴史文化資源が数多く存在します。こうした歴史文化資源は、本市特有の「宝」ではありますが、これらを後世に継承するためには、現状では幾つかの課題があります。

まず、一つ目の課題としては、歴史文化資源の保存管理であります。

歴史文化資源は、その種類や材質ごとに適した保存環境があり、特に、傷みの進みやすい古文書などについては、本来、温度や湿度の管理された収蔵庫で大切に管理する必要がありますが、市内には、歴史文化資源を適切な環境で保存管理することができる収蔵施設がありません。現在、収蔵場所となっている富士宮市埋蔵文化財センターや芝川会館においても、遮光されたのみの温度や湿度管理がされない通常の部屋で保存管理している状況であり、さらに、これら施設につきましては、今後、施設の老朽化や浸水のおそれもあります。また、市内には、市民の方などが保存管理する歴史文化資源も数多くありますが、高齢化や後継者不足により、今後の保存管理が危ぶまれ、貴重な「宝」の消失や他の自治体等への流出の危機に晒されております。所有者の世代交代が行われる中で、歴史文化資源を確実に守ることが難しくな

った際に、安心して預ける、又は寄贈することができる場所が必要であります。

次に、二つ目の課題としては、歴史文化資源の価値を知り、親しむ場が十分でないことです。

市民の皆様が歴史文化資源の価値を知り、親しむことにより、大切に後世へ引き継ぐことの必要性を感じてもらうことができ、それが守り伝える人材を育成することにつながります。そのためには、分かりやすい展示と解説、楽しみながら学べる講座や活動などを提供していくことが必要となりますが、そのような活動の拠点がなくにより、本市の歴史・文化を継承するための機運の醸成を十分に図ることができません。

以上のとおり、本市の「宝」である歴史文化資源は、その継承の危機に瀕しているといっても過言ではなく、このままでは、これまで連続と受け継がれてきた本市の歴史・文化を後世に伝えることが困難な状況であります。

## 2 (仮称) 郷土史博物館事業について

次に、(仮称) 郷土史博物館事業について、今までの経緯を含め、改めて説明申し上げます。

本市では、昭和45年2月に富士宮市立郷土資料館を建設し、文化財の展示及び収蔵を行っておりましたが、市民文化会館建設に伴い、同資料館は解体され、新たな施設が整備されるまでの間の一時的な対応として、会館内に規模を縮小して移転することとなりました。その後、新たな施設の整備が進まない中において、富士山のあるまち富士宮にふさわしい博物館整備に対する機運の盛り上がりがあり、平成2年度には、NHK静岡放送局と富士宮市が主催したシンポジウム「富士山と博物館 富士山に夢を語る」が開催され、静岡大学の若林淳之名誉教授の講話やパネルディスカッションなどが行われるとともに、教育委員会の文化財の保存及び活用に関する諮問機関である文化財保護審議会において、博物館建設に向けての協議が行われ、「のぞましい博物館像」について報告書がまとめられました。

また、平成3年度には、公募委員24人で組織された「博物館を語る会」によって、「富士宮市における望ましい博物館像についての提言」がまとめられ、さらに、市職員の自主研究会が「富士山博物館構想」について検討し、その報告書をまとめあげました。

しかしながら、その後のバブル経済の崩壊等の社会情勢の変化により、博物館の整備は実現しないまま、現在に至っております。

私は、市長として、こうしたこれまでの教育行政の思いをしっかりと受け止め、先ほど申し上げました本市の歴史文化資源を取り巻く課題解決を図るとともに、本市の数々の歴史・文化をもっと市民の皆様にご存知いただき、より一層郷土に愛着と誇りを持って欲しいという強い思いから、本市の最上位計画である第5次富士宮市総合計画に文化財の保護・活用を施策としてしっかりと位置付けました。これに基づき、教育委員会では、令和4年3月に（仮称）富士宮市立郷土史博物館基本構想を策定し、本市の歴史文化資源における現状と課題を踏まえ、基本理念を「富士宮市の歴史・文化を学び未来を拓く、人づくりの拠点」と定めた上で、収集と保存、調査研究と成果の発表、展示公開、教育と普及、ネットワーク構築と活用、情報の発信、活動の評価といった七つの活動を実施することとし、その拠点となる場として郷土史博物館の整備の必要性を明確にしました。令和4年度には、その必要性を市民の皆様にご存知いただくため、市内13か所で説明会を開催し、多くの御意見をいただきました。いただいた御意見の多くは、基本構想に想定として示させていただいた建設費用や建設候補地についてのものでありましたが、これらにつきましては、「基本計画を策定する中で検討する」こととなっており、本年度は、この基本計画の策定を進めているところであります。基本計画では、市民の皆様のご意見などを踏まえ、施設整備計画、立地、収蔵計画、展示計画、管理運営計画、事業活動計画、事業推進計画、ネットワーク計画等について具体的に検討し、本市に必要な博物館像をお示しする予定であります。

議員の皆様に対しましても、（仮称）郷土史博物館事業について、こ

れまで幾度となく説明させていただき、協議を重ねてまいりました。

令和2年度の博物館基本構想の策定に係る予算審議の際には、市民への周知や議会意見の尊重、構想検討委員会協議内容の公開、建設ありきで検討しないことなどについて附帯決議が付されたことから、これらについて約束をさせていただきました。

令和4年3月に策定された基本構想につきましてもは、全員協議会においてその内容の説明を行い、令和5年には、選挙後に新しく議員となられた皆様に対しましても同様に説明をさせていただきました。

また、令和6年度には、議員の皆様に対し、議員説明会と全員協議会を計3回開催し、丁寧な説明に努めさせていただきました。

そして、先の令和7年2月定例会では、総務文教委員会において、実際に埋蔵文化財センターを御覧いただき、収蔵物やその保存管理の現状について御確認いただくとともに、令和7年度当初予算審議においては、熱い議論が交わされ、慎重な審議の末に、基本計画策定の予算を認めていただきました。その際に、議員各位からいただいた御意見のとおり、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を取り入れるとともに、郷土史博物館の必要性について更に周知を図るなど、じっくりと丁寧に取り組むことを約束させていただきました。

以上のとおり、(仮称)郷土史博物館事業につきましては、市民の皆様のお意見もいただきながら、地方自治の原則である議会制民主主義により、議会と当局との間でしっかりと議論された上で、進められてきております。

### 3 住民投票条例案の問題点について

次に、請求代表者が提出した住民投票条例案の問題点について申し上げます。

まず、第1条(目的)において、「市が進めている(仮称)郷土史博物館事業について、今、実施することの賛否を市民に問うことを目的とする」と規定されております。つまり、本条例の目的は、(仮称)郷土史博物館事業を実施することの賛否を問うのではなく、その実施時期を問うものとなっております。しかしながら、そもそも(仮称)郷

土史博物館の規模や建設費用、建設候補地などにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、これから策定する基本計画の中でお示しするものであり、現状ではこれらの具体的な内容については、何ら決定しておりませんので、仮に、同事業を実施することの賛否を問われたとしても市民の皆様は答えようがないのに、その実施時期が「今」かどうかを問われましても、「今」がいつの時点を指しているのか不明であることもあり、何ら答えようがありません。よって、このような状況において住民投票を実施したとしても、市民の皆様の意思を適正に反映することができないばかりか誤解や混乱を招くおそれがあります。

次に、第4条（投票日）において、住民投票の期日が本条例の施行の日から起算して60日を超えない範囲内において市長が定める日とされ、本条例の施行の日が公布の日とされているため、住民投票は、本条例の公布の日から起算して60日を超えない範囲内において実施することとなりますが、住民投票については、公職選挙法の選挙ではないことから、選挙事務において使用するいわゆる「選挙システム」を使用することができません。よって、住民投票を適正かつ正確に実施するためには、多額の予算と相当の期間を費やし、新たに住民投票のためのシステムを開発する必要があることから、その期間を考慮すると第4条に規定する範囲内に住民投票を実施することは非常に困難であります。

次に、第15条（住民投票結果の尊重）において、「市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定されているものの、住民投票の成立要件についての規定がありません。これまでの議会制民主主義における経過を踏まえ、あえて投票結果を尊重しようとするのであれば、住民投票の成立要件として、投票結果を有効とする投票率の規定が必要であると考えますが、条例案にはそのような規定はありません。これでは、仮に、投票率が著しく低く、民意が十分に反映されていないような場合であってもその結果を尊重しなければならないこととなってしまいます。

#### 4 意見

以上を踏まえ、条例案に対する私の意見を申し上げます。

私は、本条例の制定に反対します。

憲法では、地方公共団体に議事機関としての議会をおき、長と議員については、住民が直接選挙すると定められております。これは、選挙で選ばれた長と同じく選挙で選ばれた議員で構成される議会が、住民の代表者として、それぞれの権限と責任により行政を運営する議会制民主主義により、住民自治の実現を図ろうとするものであります。地方自治においては、この代表者による議会制民主主義を原則とし、これを補完するための制度として、住民の意思を直接反映させる仕組みが直接請求であります。

本件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、議会制民主主義により、議会と当局との間でしっかりと議論され、進められてきました。特に、基本計画の策定に係る予算審議の場面では、議会制民主主義の正当な手続に基づき、慎重な議論の末、議決をいただいて市としての意思が既に決定されております。よって、決定された意思に基づき、認めていただいた予算をしっかりと責任をもって執行することが市長である私の責任であると考えておりますので、このような状況下において、本事業の意思決定に関し、住民投票を実施する必要はないものと判断いたします。

（仮称）郷土史博物館は、本市の歴史・文化の拠点として、こどもはもちろん、大人にとっても自分のまちの歴史・文化を学び、研究し、実際に触れるための場となります。市民が郷土富士宮を知ることで、驚きや発見が必ずあり、そうした体験が郷土への愛着や誇りを持つきっかけとなります。

少子高齢化が進み、人口も減少する中、郷土に愛着や誇りを持った市民が、富士宮に住み続けたい、帰りたいたいと思えるようなまちにするとともに、歴史・文化に興味を持ち、大切にすることを心を持った市民を増やすことで、地域の宝である歴史文化資源を守り、伝承し、後世に伝

え続けることができます。人口減少に対して即効性のあるものではありませんが、だからこそ、10年後、20年後の将来を見据え、いち早く「今」、未来への投資に取り組むことが肝要であると考えております。

本請求の要旨には、物価高騰等の折、市民の暮らしに直結する課題を最優先に対応すべきとあります。しかしながら、本市においては、既にこうした喫緊の課題に対し、順次しっかりと対応しておりますので、博物館整備の有無によって、今後のこうした課題への対応が変わるものではありません。

なお、博物館の整備に当たっては、国の交付金やふるさと応援基金等の活用を視野に入れ、財政面に十分配慮いたします。

## 5 終わりに

本市では、これまで（仮称）郷土史博物館事業について、説明会の開催等により、その周知に努めてまいりました。そして、本年度においては、市民の皆様へ周知を図りながらじっくりと丁寧に基本計画を策定するという観点から、再度市民説明会を6月26日から実施する予定であります。一方で、本請求に係る署名運動をきっかけに、博物館整備を進めていることを初めて知った市民の方もいらっしゃると思いました。本件を機に、本事業に対する市民の皆様への関心が高まっている今、本市の歴史・文化を次の世代へ継承していくことの大切さを市民の皆様へ認識していただくとともに、そのための拠点となる博物館整備の必要性を御理解いただけるよう、今後もより一層努めてまいり所存であります。

議員各位におかれましては、条例案について厳正なる御審議と適切な御判断をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年6月18日

富士宮市長 須藤 秀 忠